

大洲市 こども計画

令和7年度 ▶ 令和11年度



令和7年3月
愛媛県大洲市



第1章 計画策定にあたって

＊ 計画策定の趣旨 ＊

本計画は、令和4年に成立した「こども基本法」と「子ども・子育て支援法」に基づき、全てのこどもが健やかに成長できる社会を目指し策定されています。国の「こども大綱」や愛媛県の計画と調和させつつ、地域の特性に応じた支援体制を充実させることを目的としています。

＊ 計画の期間 ＊

この計画は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5か年を計画の期間とし、今後の制度改正といった国の動向などにより、計画期間内においても必要に応じて見直しを行います。

＊ こども計画策定の経緯 ＊

これまで、こどもに関する取組は、こどもへの支援、保護者への支援、経済的な負担の問題、いじめや不登校の問題などを個別の計画で対応していましたが、こどもに関わる取組を一体的に「こども計画」として策定します。「こども計画」の策定にあたっては、「こども大綱」を勘案することやこどもの意見を聴取し、それを計画に反映することが求められます。

＊ こども大綱～こども施策に関する基本的な方針～ ＊

- 1 こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。
- 2 こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。
- 3 こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。
- 4 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、すべてのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。
- 5 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む。
- 6 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する。

＊ こども大綱がめざす「こどもまんなか社会」 ＊

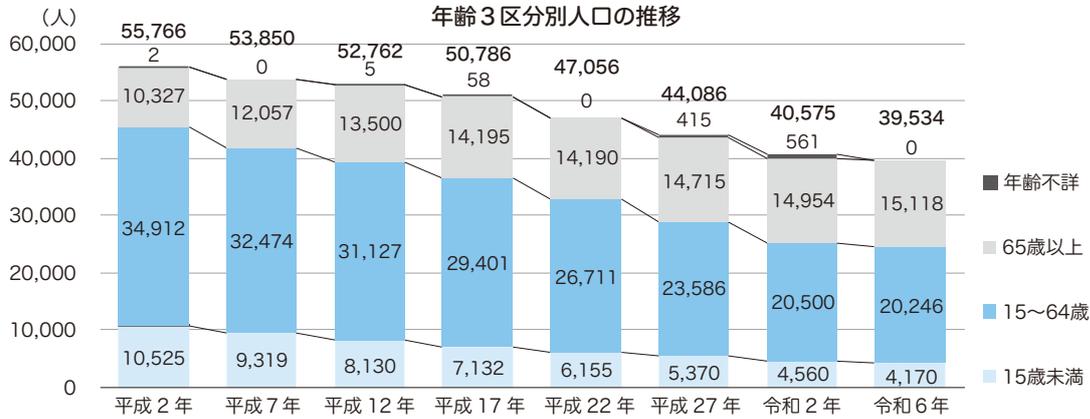
全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会

第2章 大洲市の子どもと子育て家庭の現状と課題

● 人口や就業状況、保育所・幼稚園・認定こども園の状況

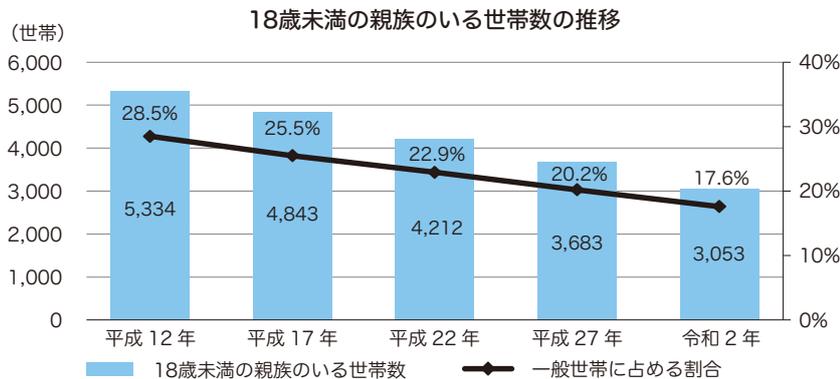
(1) 人口動態と世帯構成

住民基本台帳による令和6年3月31日現在の本市の人口は39,534人で、15歳未満人口は4,170人となっており、65歳以上人口以外は、長期的に減少傾向が続いています。



資料：国勢調査（令和6年のみ、住民基本台帳）
（平成17年1月以前のデータは旧長浜町・旧脇川町・旧河辺村を含む。以下同じ）

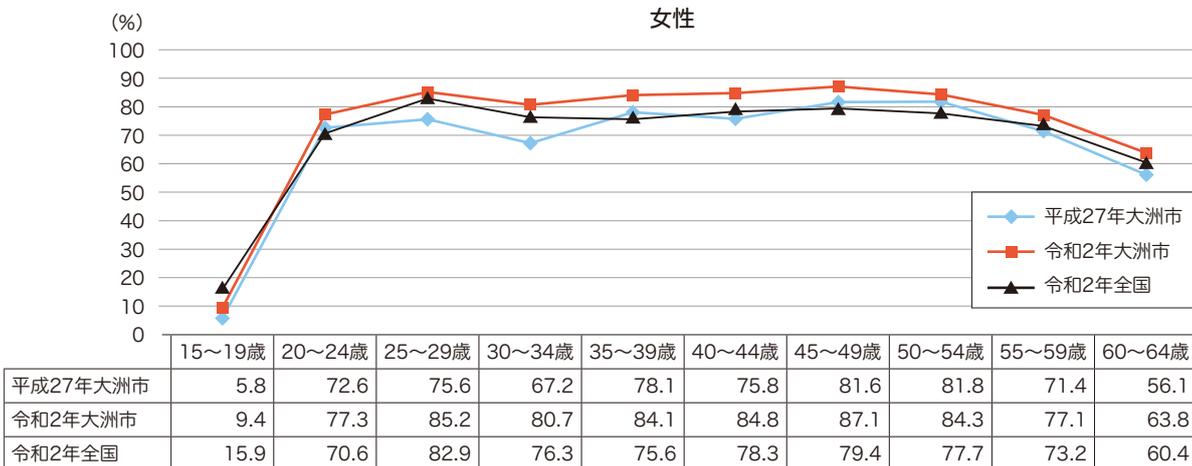
18歳未満の親族のいる世帯数は、令和2年では3,053世帯（17.6%）で、世帯数、構成比ともに減少傾向が続いています。



資料：国勢調査

(2) 働き方と就業状況

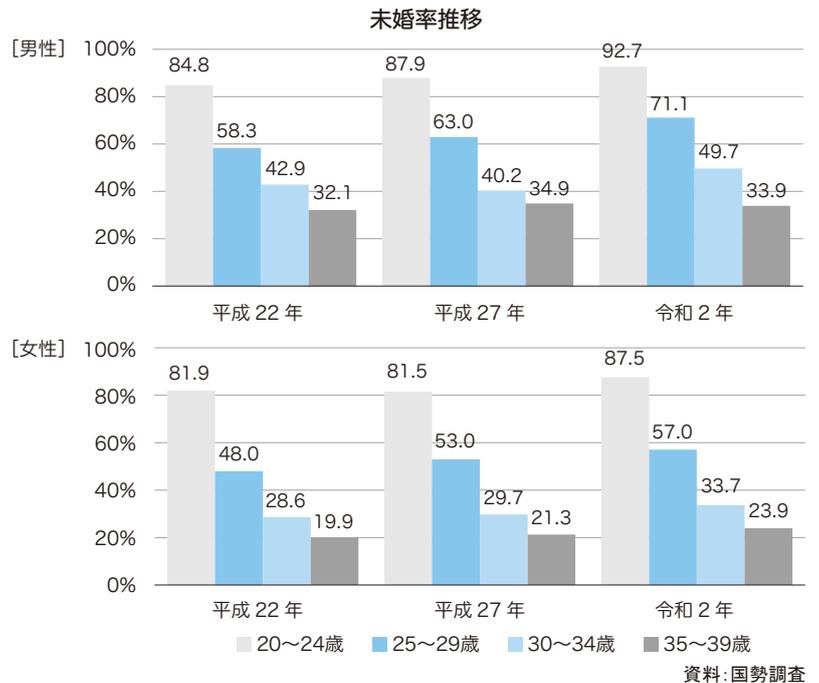
女性では、全年齢区分で平成27年よりも増加しています。これにより、平成27年よりも、令和2年は出産・子育て期に就業率が減少する「M字カーブ」が緩やかになっていることがわかります。



資料：国勢調査

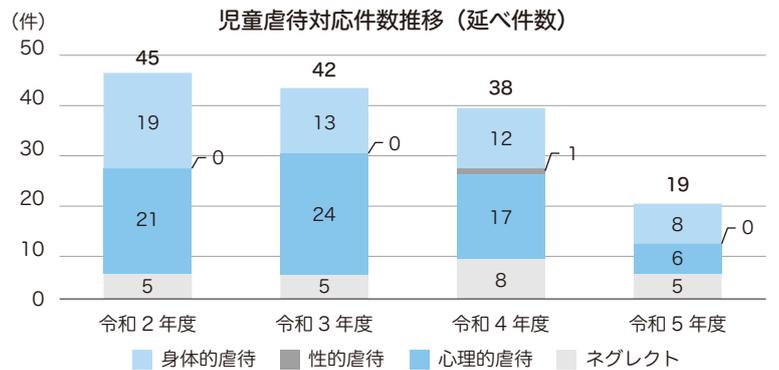
(3) 晩婚化・非婚化の状況

令和2年の20代、30代の未婚率（離婚した人は含まない）をみると、35～39歳の層でも、男性の33.9%、女性の23.9%が未婚となっています。



(4) 児童虐待の状況

児童虐待対応件数は、減少傾向となっており、令和5年度には、前年度の半数となっています。対応内容の内訳は、年度によりばらつきがありますが、身体的虐待と心理的虐待が多くを占めています。



(5) 生活保護の状況

被保護世帯数は、令和4年度以降減少傾向となっています。また、市の保護率は、令和5年度の1.05%が最も高くなっています。保護率は、いずれの年度においても、県の値よりも低くなっています。被保護人員では、小中高生の人数が10～20人の間で推移しています。

生活保護受給者数

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
被保護世帯数	329	337	350	346	328
被保護人員（人）	386	392	410	409	390
小学生（人）	4	5	4	5	2
中学生（人）	8	3	3	5	7
高校生（人）	9	3	4	6	3
その他	365	381	399	393	378
市保護率（%）	0.94	0.97	1.03	1.05	1.02
県保護率（%）	1.54	1.51	1.49	1.5	1.51
小中高合計	21	11	11	16	12



アンケート調査から見た子育ての状況



こども誰でも通園制度の
利用意向
【未就学児保護者】

利用したい
55.3%

父親の育児休業取得状況
【未就学児保護者】



取得した
7.3%

子育てに関する相談先について
【就学児保護者】

相談する相手や
場所はない
4.6%

こどもの相談先について
【小学5・6年生、中学生】



相談できる
人は
いない
7.2%

こども食堂などについて
【小学5・6年生、中学生】

あれば利用
したいと思う
31.7%



勉強を無料で見てくれる
場所について
【小学5・6年生、中学生】

あれば利用
したいと思う
20.1%

「心配ごとが多く、
いつも不安だ」に当てはまるか
【小学5・6年生、中学生】

当てはまる/
まあ当てはまる」
47.2%

将来の夢があるか
【小学5・6年生、中学生】

ある(小学5年生)

90.1%

ある(中学3年生)

66.9%

悩みごとについて
【こども・若者(15～39歳)】

お金 将来の生活

52.7% **48.2%**

就職や仕事

43.2%



悩みごとの相談先について
【こども・若者(15～39歳)】

誰にも相談しない
14.0%

相談する人がいない
3.2%

相談できる友人について
【こども・若者(15～39歳)】



いない

26.1%

将来大洲市に住みたいか
【こども・若者(15～39歳)】

ぜひ住みたい
15.3%

住みたい
50.5%

● 課題及び今後検討すべき方向性やニーズ

- ①子育て環境の変化への対応～少子化の一方で女性就業率は向上
- ②新制度への対応～こども誰でも通園制度などの導入に向けた取組
- ③相談できる機会の拡大～誰もが相談しやすいまちへ
- ④取り残さない支援のしくみ作り～貧困、ヤングケアラーなどへの支援
- ⑤大洲の魅力創造～こどもたちの夢、未来を育む



第3章 計画の基本的な考え方

● 計画の基本理念



基本理念

「すべてのこどもが尊重され、
きらめく人生を歩むまち 大洲」

基本理念の実現に向けた5つの柱

1. 質の高い教育と保育の展開
2. 切れ目のない医療と福祉
3. 困難を抱えるこどもへのサポート
4. 実感できる地域の魅力
5. みんなが活躍できる地場産業の振興



地域社会全体で、こども・若者を権利の主体として認識し、行動していくことで、こどもが自身の「きらめく未来」に向かって、明るい展望を持ちながら成長していけるまちを目指します。その成果として、こどもの未来が大洲市の希望となるような「きらめく大洲」を創っていきます。

● こどもの人口の見通し

計画期間におけるこどもの人口の見通しは、以下のとおりです。3歳刻みの年齢層で合計を表記していますが、各年齢層及び全年齢層（0～11歳合計）において、こどもの人口は減少傾向となっています。

(単位：人)

年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	164	159	154	150	146
1歳	168	166	161	156	152
2歳	175	169	167	162	157
0～2歳合計	507	494	482	468	455
3歳	217	174	168	166	161
4歳	223	215	173	167	165
5歳	244	223	215	173	167
3～5歳合計	684	612	556	506	493
6歳	273	241	220	212	170
7歳	244	271	239	218	210
8歳	297	244	271	239	218
6～8歳合計	814	756	730	669	598
9歳	274	293	240	267	235
10歳	330	274	293	240	267
11歳	293	329	273	292	239
9～11歳合計	897	896	806	799	741
0～11歳合計	2,902	2,758	2,574	2,442	2,287

令和2～令和6年4月1日現在の住民基本台帳人口によるコーホート変化率法により算出

● 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域は、事業資源の配置バランス上の枠組みであり、細かく設定すれば、きめ細やかな計画にはなりますが、弾力的な運用がしづらいものとなります。そこで本市では、市内全域で柔軟な需給体制を確保するため、教育・保育提供区域を全市一地区と設定します。



第4章 分野別施策の展開

● 計画の基本目標

本計画では、基本理念を踏まえ、こどもから保護者、家庭から施設・事業所、それらを地域全体、切れ目なく支援を行うために、5つの視点による基本目標を設定しました。

1 ライフステージを通じた視点

「こどもまんなか社会」の実現に向け、全ての年齢層のこどもに対して、権利擁護、保健・医療、経済的な支援など、ライフステージを通じた縦断的な施策を展開します。

2 こどもの誕生前から幼児期における視点

全てのこどもが愛情に包まれ、健やかに成長する基礎を培い、安心・安全な育児環境を築き、人生の確かなスタートを切るために母子、家族などを含めた支援を進めます。

3 学童期・思春期における視点

身体も心も大きく成長し、自己肯定感や自己有用感、道徳性、社会性などを育む時期であり、他者や社会との関わりの中で自己のアイデンティティを形成していく時期において、家庭、学校、地域などでこどもを支える施策を展開します。

4 青年期における視点

大学などの進学や就職など、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を広げる時期において、こどもの未来を見据えた支援を進めます。

5 子育て当事者への視点

こどもの成長を支え、見守る親、家族などの子育て当事者が、不安なく子育てに関われるよう地域や職場なども含めた支援を進めます。



● 計画の基本施策

1 ライフステージを通じた視点

【基本施策】

- 1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有など
- 2) 多様な遊びや体験学習など、活躍できる機会づくり
- 3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- 4) こどもの貧困の解消に向けた対策
- 5) 障がい児支援・医療的ケア児などへの支援
- 6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- 7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組



2 こどもの誕生前から幼児期における視点

【基本施策】

- 1) 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保
- 2) こどもの誕生前から幼児期までの安心を伴うこどもの成長の保障と遊びの充実

3 学童期・思春期における視点

【基本施策】

- 1) こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生など
- 2) 居場所づくり
- 3) 小児医療体制、心身の健康などについての情報提供やこころのケアの充実
- 4) 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
- 5) いじめ防止
- 6) 不登校のこどもへの支援
- 7) 校則の見直しと体罰や不適切な指導の防止
- 8) 高校中退の予防・高校中退後の支援



4 青年期における視点

【基本施策】

- 1) 高等教育の修学支援、高等教育の充実
- 2) 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組
- 3) 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
- 4) 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

5 子育て当事者への視点

【基本施策】

- 1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 2) 地域子育て支援、家庭教育支援
- 3) 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- 4) ひとり親家庭への支援

第5章 子ども・子育て支援サービスの見込み量

● 施設型給付・地域型保育給付の量の見込み

(単位：人)

		1年目（令和7年度）			2年目（令和8年度）			3年目（令和9年度）		
		3～5歳		3歳未満	3～5歳		3歳未満	3～5歳		3歳未満
		1号	2号	3号	1号	2号	3号	1号	2号	3号
		学校教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	学校教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり	学校教育のみ	保育の必要性あり	保育の必要性あり
①量の見込み (必要利用定員総数)		90	586	304	80	526	302	72	480	300
②確保の内容	特定教育・保育施設 (幼稚園・保育所等)	444	815	480	444	815	480	444	815	480
	地域型保育事業		5	36		5	36		5	36
②-①		354	234	212	364	294	214	372	340	216
		4年目（令和10年度）			5年目（令和11年度）			(参考) 令和5年4月実績		
①量の見込み (必要利用定員総数)		65	439	297	63	430	294	103	652	345
②確保の内容	特定教育・保育施設 (幼稚園・保育所等)	444	815	480	444	815	480	480	459	480
	地域型保育事業		5	36		5	36		5	36
②-①		379	381	219	381	390	222	356	168	171

● 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

上段：量の見込み、下段：確保の内容

		単位	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度
①利用者支援事業	か所		1	1	1	1	1	1
			1	1	1	1	1	(実績)1
②地域子育て支援拠点事業	人月		1,262	1,267	1,261	1,236	1,202	1,990
			1,262	1,267	1,261	1,236	1,202	(実績)1,365
③妊婦健康診査	人年		164	159	154	150	146	246
			164	159	154	150	146	(実績)185
④乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	人年		164	159	154	150	146	246
			164	159	154	150	146	(実績)163
⑤養育支援訪問事業	人年		25	24	24	23	24	17
			25	24	24	23	24	(実績)26
⑥子育て短期支援事業	人年		10	10	10	8	8	0
			10	10	10	8	8	(実績)0
⑦子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	人年		453	443	426	416	401	103
			453	443	426	416	401	(実績)488
⑧一時預かり事業	幼稚園	人年	1,575	1,432	1,318	1,216	1,203	7,293
			1,575	1,432	1,318	1,216	1,203	(実績)1,735
	保育所	人年	1,146	1,066	1,003	943	920	1,476
			1,146	1,066	1,003	943	920	(実績)1,327
⑨延長保育事業	人月		66	70	76	82	92	54
			66	70	76	82	92	(実績)57

		単位	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度
⑩病児保育事業	人年		720	684	638	606	567	1,721
			1,160	1,160	1,160	1,160	1,160	(実績)824
⑪放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	人		436	421	407	390	358	397
			544	544	544	544	544	(実績)499
⑮妊婦等包括相談支援事業	回月		492	477	462	450	447	
			492	477	462	450	447	
⑯乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園 制度)	0歳児	人		2	2	2	2	
				1	1	2	2	
	1歳児	人		2	2	2	2	
				1	1	2	2	
	2歳児	人		1	1	1	1	
				1	1	1	1	
⑰産後ケア事業	人年		50	50	50	50	50	
			50	50	50	50	50	

● 学童期におけるこどもの放課後の居場所づくり

現在、放課後のこどもへの取組として、全小学校区への放課後児童クラブを設置しています。今後、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業の計画的な整備などを推進するため、「放課後児童対策パッケージ」で示された各項目に対し、以下のように推進していきます。

(1) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の整備について

No.	項目	実施内容
1	放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の連携	互いに連携して児童が様々な体験活動ができるよう努めます。
2	放課後子ども教室を整備	年間150回実施を目標とし、開設場所と支援員の確保に努めます。

(2) 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の推進に関する方策について

No.	項目	実施内容
1	連携型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量	教育委員会と福祉部局などの関係部署と連携を図り、連携型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を整備していきます。
2	校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量	教育委員会と福祉部局などの関係部署と連携を図り、校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を整備していきます。
3	連携型、校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の推進に関する具体的な方策	放課後児童クラブの放課後児童支援員など子ども教室支援員が連携して、プログラムの内容、実施日などを検討できるよう、定期的な打合せの場を設けます。また、放課後児童支援員と子ども教室の支援員が定期的に情報交換し、児童の状況などを共有します。 校内交流型プログラムを実施する場合には、安全に児童が移動できるよう、放課後児童支援員、ボランティアなどを配置します。
4	小学校の余裕教室などの放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策	教育委員会と福祉部局の間で協議し、学校施設の利用を促進します。
5	放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策	同じ学校に通う児童の健やかな成長のため、教育委員会と福祉部局は放課後児童対策について、連携して取り組みます。
6	特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策	保護者の相談に応じる時間を設けるなど、こども一人ひとりの状態に応じたきめ細やかな対応ができるよう努めます。

● こどもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携

児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭などの自立支援の推進、障がい児など特別な支援が必要なこどもの施策の充実など、県が行う施策との連携を図るとともに、市の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。

(1) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待は、こどもの健やかな成長と発達を損ない、こどもの人権を侵害する深刻な問題であり、迅速かつ適切な対応が必要です。児童虐待防止対策のため、地域の子育て支援活動と連携して、地域ぐるみの虐待の予防体制や相談体制の充実を図ります。

さらに、児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速・的確な対応などを行うため、支援を必要とするこどもや妊婦の早期の把握、要保護児童対策地域協議会の取組の強化、児童相談所との情報共有の推進を図ります。

(2) ひとり親家庭などの自立支援の推進

ひとり親家庭などについては、児童扶養手当やひとり親家庭医療費助成、保育料の減免など経済的支援を行うほか、県との連携を図り、ひとり親家庭などの自立に向けた相談体制の充実を図ります。

(3) 障がい児などの支援

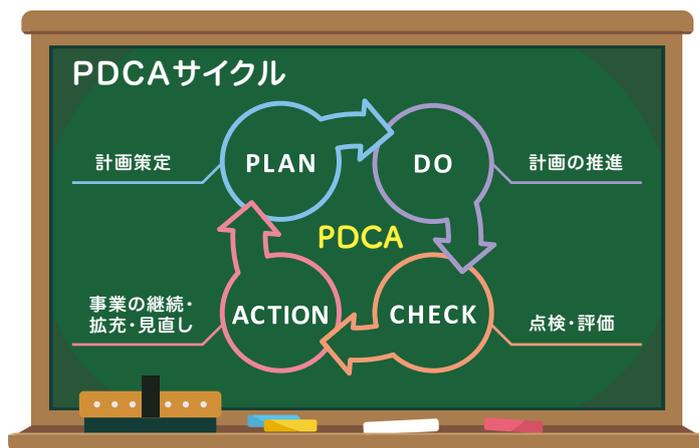
国や県と連携を図り、障がいなどにより特別な支援が必要なこども・若者が、地域で安心して生活できるよう自立支援医療の給付や年齢、障がいなどに応じた専門的な療育などの障害福祉サービスについて、保護者へ必要な情報提供を行うとともに、相談支援専門員や関係機関と連携しながら、事業利用の円滑化を図ります。

第6章 計画の推進

● 計画の進行管理

本計画の施策・事業の実施にあたっては、今後の社会・経済情勢の変化に的確かつ柔軟に対応しながら、限られた財源の中で必要な施策等業を、可能な限り着実に推進するよう努めます。

このため、PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）に基づき、計画の実施状況について定期的な点検を行うとともに、その後の対策については、市民の意見を聴取できるよう検討を行い、必要に応じて変更などの措置を講じるよう努めていきます。



大洲市こども計画【概要版】 令和7年3月

編集・発行 大洲市役所 市民福祉部子育て支援課

〒795-8601 愛媛県大洲市大洲690番地の1

TEL: 0893-24-5718 FAX: 0893-24-0961

